

# コンタクトレンズ検査料に関するお知らせ

(1) 当院は、「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、関東甲信越厚生局茨城事務所に届出を行なっています。

(2) 初診料及び再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料291点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料75点を算定いたします。

(3) コンタクト検査料1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行なった場合は、200点を算定いたします。

コンタクトレンズの診療を行なう医師の氏名：中野 優治

眼科診療経験：10年（令和7年6月現在）

※厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

※上記につきご不明な点はご相談ください。